

第93回（臨時）学長選考・監察会議（書面会議） 議事要旨

1 日 時：令和4年5月13日（金）～令和4年5月23日（月）

2 議 事

議題1. 学長の業績評価等について

- (1) 国立大学法人鹿児島大学学長の業績評価に関する実施要項等一部改正について
- (2) 国立大学法人鹿児島大学学長候補者の選考（再任審査）及び学長に対する業績評価のためのプレゼンテーション並びに学長に対する業績評価のための業務監査報告等の実施について
- (3) 学長に対する4年目（令和元～3年度）業績評価に係る評価調書の取扱いについて

その他

3 配付資料

資料1-1. 国立大学法人鹿児島大学学長の業績評価に関する実施要項（案）

資料1-2. 国立大学法人鹿児島大学学長に対する業績評価に関する申合せ（案）

資料2-1. 国立大学法人鹿児島大学学長候補者の選考（再任審査）及び学長に対する業績評価のためのプレゼンテーション等の実施について（案）

資料3. 学長に対する4年目（令和元～3年度）業績評価に係る評価調書の提出について
（依頼）（案）

参考資料1. 国立大学法人ガバナンス・コード

参考資料2. 業績調書

参考資料3. 所信表明書

[出席委員] 16名

（学外有識者）池田、上村、塩田、坪内、津曲、中村、福元、山野

（学内委員）馬場、松田、有倉、岡村、西村、橋本、井戸、橋口

本会議は、メールによる書面会議により5月23日までに了承された。

これにより、学長選考・監察会議委員16名の全員に了承された。

議題1. 学長の業績評価等について

(1) 国立大学法人鹿児島大学学長の業績評価に関する実施要項等一部改正について

国立大学法人鹿児島大学学長の業績評価に関する実施要項等一部改正について、国立大学法人鹿児島大学学長の業績評価に関する実施要項を、

- ① 4年目及び6年目（再任2年目）の業績評価は中間評価として実施すること。
- ② 4年目の業績評価対象期間は就任後3年間（4月から3月までの3事業年度）とすること。
- ③ 6年目（再任2年目）の業績評価は就任後5年間ではなく、前年度の1年間の業績評価（中間評価）のみとすること。

また、国立大学法人鹿児島大学学長の業績評価に関する実施要項及び国立大学法人鹿児島大学学長に対する業績評価に関する申合せを、4年目の業績評価におけるプレゼンテーション及び質疑応答は、再任審査のプレゼンテーション及び当該プレゼンテーションにおける質疑応答をもって代えることができる旨改正することについて、書面審議により全員一致で原案どおり了承された。

(2) 国立大学法人鹿児島大学学長候補者の選考（再任審査）及び学長に対する業績評価のためのプレゼンテーション並びに学長に対する業績評価のための業務監査報告等の実施について

国立大学法人鹿児島大学学長候補者の選考（再任審査）及び学長に対する業績評価のためのプレゼンテーション並びに学長に対する業績評価のための業務監査報告等の実施について、令和4年6月23日開催予定の再任審査の選考のプレゼンテーション及び質疑応答を、学長に対する4年目（令和元～3年度）の業績評価のプレゼンテーション及び質疑応答も兼ねること、また、当日のスケジュール等について、書面審議により全員一致で原案どおり了承された。

(3) 学長に対する4年目（令和元～3年度）業績評価に係る評価調書の取扱いについて

学長に対する4年目（令和元～3年度）業績評価に係る評価調書の取扱いについて、評価調書の提出方法及び評価結果の集計方法について、書面審議により全員一致で次のとおり了承された。

①評価調書の提出方法について

個別評価調書及び総合評価調書をパスワード付きのエクセルファイルに入力し、総務部総務課総務係宛にメール又は郵送により提出することとし、提出期限は8月5日（金）必着とする。

②評価調書のまとめ方について

これまでと同様に各委員から提出された評価調書を基に「個別評価調書評定一覧表」、「個別評価調書集計表」及び「総合評価調書集計表」を作成し、9月開催の本会議において、資料として席上配付し、会議終了後に回収する。

その他

特になし

次回の開催は、令和4年6月23日（木）経営協議会終了後に開催することとなり、事務から次回は学長の再任審査及び業績評価が行われるので、極力全員出席いただきたい旨依頼があった。